

平成二十八年六月七日受領
答弁第三一七号

内閣衆質一九〇第三一七号

平成二十八年六月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員長妻昭君提出小学生・中学生の道徳心や愛国心を評価する学習指導要領の改訂に関する再質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出小学生・中学生の道徳心や愛国心を評価する学習指導要領の改訂に関する再質問に対する答弁書

お尋ねの「見解」及び「事実関係」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、お尋ねにある「私は、道徳心や愛国心は重要であると考えるが、（中略）否定されてはいない。私は、子どもたちの「道徳心」や「愛国心」を評価することによって、国に対する批判を自粛する空気が広がったり」との見解及びお尋ねにある「約二年後の平成三十年四月からは（中略）いわゆる「愛国心教育」も含まれるとしている」との事実関係については、先の答弁書（平成二十八年一月十二日内閣衆質一九〇第一〇号。以下「一〇号答弁書」という。）及び先の答弁書（平成二十八年五月十三日内閣衆質一九〇第二五九号。以下「二五九号答弁書」という。）においてお答えしたとおりである。また、お尋ねにある「政府が望ましいと考える道徳心だけが推奨され」の意味するところが必ずしも明らかではないが、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）における児童生徒の学習の評価については、一〇号答弁書で答弁したとおり数値などによる評価は行わないこととしており、また、一〇号答弁書で述べた学習指導要領の解説も踏まえれば、お尋ねにある「多様な価値観が損なわれたりする等、非常に息苦しい社会が到来するのではないかとの懸念」は当たらないものと考

えている。

「中学受験や高校受験のいわゆる内申書に児童・生徒の道徳の評価が記載される可能性があるのか、無いのか、あるいは検討中なのか」及び「中学や高校の入学者選抜に用いられる調査書の様式等は・・・決定するものであるため・・・内申書に道徳の評価を記載する可能性があると考えて良いか」とのお尋ねについては、一〇号答弁書及び二五九号答弁書でお答えしたとおりである。また、「入学者選抜には使わせないとした上で、受験先の中学、高校に送る内申書には道徳の評価を記載するという可能性はあるのか、無いのか」とのお尋ねについては、「入学者選抜には使わせないとした上で」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、道徳科における児童生徒の学習の評価と調査書との関係は、一〇号答弁書及び二五九号答弁書でお答えしたとおりである。

御指摘の「平成二十八年二月五日の衆議院予算委員会における長妻昭委員の質疑に対する安倍内閣総理大臣の答弁及び馳文部科学大臣の答弁」におけるお尋ねの「部分」は、安倍内閣総理大臣が、入学者選抜の方法や調査書の書式等は、都道府県教育委員会等が設定するものであるとした上で、道徳科の評価は数値による評価ではないため、教科の評定のように入試において他の生徒と数値の上での優劣を付けるような扱いがな

されることはないものと考えている旨を述べた部分及び馳文部科学大臣が、道徳科の評価については入学者選抜とはなじまない側面があることを前提とし、更に専門的な検討が行われている旨を述べた部分である。